

# 令和5(2023)年度介護保険施設等集団指導

(柏崎市指定の各サービス共通)

柏崎市福祉保健部介護高齢課

# 対象サービス

## 柏崎市指定介護サービス事業所

- 地域密着型通所介護
- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 看護小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 居宅介護支援

# 目次

- 各サービスの基準省令の改正について  
(人員基準・運営基準)
- 令和5(2023)年度運営指導結果について

■ 各サービスの基準省令の改正について

---

(人員基準・運営基準)

# 1 「書面掲示」規制の見直し

★対象サービス：全サービス

経過措置あり

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、

「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公開システム上）に**掲載・公表しなければならない。**

令和7年4月1日から義務化

## 2 管理者の兼務範囲の明確化

### ★対象サービス：全サービス

管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても**差し支えない。**

### ★多機能系サービスのみ下記も追加

#### ＜管理者の配置基準の見直し＞

管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能な**サービス類型を限定しないこと**とする。

### 3 身体的拘束等の適正化の推進（適正化のための措置）

★対象サービス：多機能系サービス

経過措置あり

身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。

- **委員会を開催**（3月に1回以上）し、その結果を従業者に**周知徹底**を図る。
- 身体拘束等の適正化のための**指針を整備**する。
- 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための**研修を定期的に実施**する。

令和7年4月1日から義務化

措置が講じられていない場合 ⇒ **減算**となる

## 4 身体的拘束等の適正化の推進（禁止規定）

★対象サービス：通所系サービス、居宅介護支援

運営基準に以下を規定する。

- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、**身体的拘束等を行ってはならない。**
- 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を**記録することを義務付ける。**



## 5 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

★対象サービス：多機能系サービス、グループホーム、地域密着型特養

経過措置あり

現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための**委員会の設置を義務付ける。**

令和9年4月1日から義務化

## 6 ユニットケア施設管理者研修の努力義務化

### ★対象サービス：地域密着型特養

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう**努めなければならない。**

ユニットケア管理者研修については、毎年新潟県からの情報提供を受け、事業所に周知しています。

■本ユニットケア推進センターのホームページ (<http://www.unit-care.or.jp/>)

# 7 協力医療機関との連携体制の構築

地域密着型特養の場合

★対象サービス：地域密着型特養

経過措置あり

(1) 以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを**義務化**（③は病院に限る）

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、**医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保**していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、**診療を行う体制を常時確保**していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、**入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保**していること。

※ なお、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。

令和9年4月1日から義務化

#### ★対象サービス：地域密着型特養

- (2) **1年に1回以上**、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の**対応を確認する**とともに、当該協力医療機関の名称等について、指定を行った自治体に**提出しなければならない**。
- (3) 入所者が協力医療機関等に入院後、退院が可能となった場合においては、**速やかに再入所させることができるように努めること**。

### ★対象サービス：グループホーム

- (1) 協力医療機関を定めるに当たり、以下の要件を満たす協力医療機関を定めるように**努めることとする**。
  - ① 利用者の病状の急変が生じた場合等において、**医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保**していること。
  - ② 診療の求めがあった場合に、**診療を行う体制を常時確保**していること。

### ★対象サービス：グループホーム

- (2) **1年に1回以上**、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の**対応を確認する**とともに、当該協力医療機関の名称等について、指定を行った自治体に**提出しなければならない**。
- (3) 入所者が協力医療機関等に入院後、退院が可能となった場合においては、**速やかに再入所させることができるように努めること**。

**(2)、(3)は地域密着型特養と同じ**

## 8 緊急時等の対応方法の定期的な見直し

### ★対象サービス：地域密着型特養

- あらかじめ定めることとされている緊急時等における対応について、**配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めること**とする。
- **1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。**

## 9 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携概要

### ★対象サービス：地域密着型特養、グループホーム

- 感染者の診療等を行う**第二種協定指定医療機関**と連携し、**新興感染症発生時における対応を取り決めるよう努めることとする。**
- 協力医療機関が**第二種協定指定医療機関**である場合には、**当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務づける。**

柏崎市内にある第二種協定指定医療機関：柏崎総合医療センター



# 10 公正中立性の確保のための取組の見直し

## ★対象サービス：居宅介護支援

次に掲げる事項に関して**利用者又はその家族**に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の**努力義務**とする。⇒**改正前は義務**

- 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスの利用割合
- 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護等の各サービスにおける、同一事業者によって提供されたものの割合

**訪問介護等：訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護**

# 1 1 介護支援専門員 1 人当たりの取扱件数の見直し

## ★対象サービス：居宅介護支援

人員基準について、以下の見直しを行う。

- 原則、要介護者の数に要支援者の数に**3分の1**を乗じた数を加えた数が**44**又はその端数を増すごとに1とする。
- ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に**3分の1**を乗じた数を加えた数が**49**又はその端数を増すごとに1とする

	件数	介護予防支援の利用者の 人数換算方法	その他
現行	35件	2分の1 (2名で1人)	—
改正後	44件	3分の1 (3名で1人)	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員を配置した場合49件

# 1 2 他のサービス事業者との連携によるモニタリング

## ★対象サービス：居宅介護支援

以下の要件を設けた上で、**テレビ電話装置その他の情報通信機器**を活用した**モニタリングを可能とする**見直しを行う。

- (1) 利用者の**同意を得る**こと。
- (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について**主治医、担当者その他の関係者の合意**を得ていること。
  - ① 利用者の**状態が安定している**こと。
  - ② 利用者がテレビ電話装置等を介して**意思疎通ができる**こと。
  - ③ テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、**他のサービス事業者との連携により情報を収集すること**。
- (3) 少なくとも**2月に1回**（介護予防支援の場合は6月に1回）は**利用者の居宅を訪問すること**。

# 1 3 経過措置終了により義務化

★対象サービス：(1)～(3)は全サービス、(4)は訪問系、居宅介護支援を除く全サービス

## (1) 業務継続計画（BCP）の策定 **未策定による減算あり**

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬の**減算**となる。

- 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合は、**減算を適用しない。**
- **訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援**については、令和7年3月31日までの間、**減算を適用しない。**

## (2) 虐待防止の措置 **未実施による減算あり**

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬の**減算**となる。

## (3) 感染症対策の強化

## (4) 認知症介護基礎研修の受講

## ■ 令和 5 (2023)年度運営指導結果について

# 居宅介護支援①

## 事例1 ハラスメントを防止するための方針の明確化等の措置について

### 指導内容

- ・事業者の方針を明確化し、従業員への周知・啓発をすること。
- ・従業員の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備を行うこと。

## 事例2 居宅サービス計画を利用者等に交付した記録について

### 指導内容

支援経過記録等に交付日時、交付先、ケアマネジャーが交付したこと、交付の方法を記載すること。

## 事例3 担当者に対する個別サービス計画の提出依頼について

### 指導内容

サービス提供事業所の担当者に居宅サービス計画を交付したときは、担当者に対し、個別サービス計画の提出を求めること。

# 居宅介護支援②

## 事例 4 内容及び手続の説明及び同意について

### 指導内容

利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう、利用者又はその家族に説明すること。重要事項説明書等に明記することが望ましい。

## 事例 5 主治の医師等の意見等について

### 指導内容

利用者が訪問看護等の医療サービス利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医等からの意見（指示書等）を求めること。また、居宅サービス計画を作成した場合、主治医等に交付すること。

# 居宅介護支援③

## 事例 6 指定通知書の標示について

### 指導内容

規則にて、「指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見えやすい場所に標示するもの」となっている。見えやすい場所に指定通知書を掲示すること。

○規則：柏崎市指定居宅介護支援事業者の指定等に関する規則第2条第2項

## 事例 7 サービスの質の評価について

### 指導内容

自ら提供する指定居宅介護支援の質の評価を定期的又は必要に応じて実施し、常にその改善を図ること。



# 小規模多機能型居宅介護①

## 事例 1 非常災害対策について

### 指導内容

非常災害時の訓練計画は整備されていたが、実施した記録がない。避難・救出等訓練の実施記録を残すこと。

## 事例 2 居宅サービス計画の交付について

### 指導内容

サービス提供事業所に居宅サービス計画を交付した記録を支援経過記録等に記載すること。

## 事例 3 サービス担当者会議の開催について

### 指導内容

やむを得ない理由により、担当者に対する照会等により意見を求める場合は、その理由について記録に残すこと。

# 小規模多機能型居宅介護②

## 事例 4 モニタリングについて

### 指導内容

モニタリングは、少なくとも月 1 回は居宅を訪問し、本人と面接することになっている。特段の事情があり、事業所等で実施した場合は、その特段の事情について記録に残すこと。

## 事例 5 受給資格の確認について

### 指導内容

被保険者証により、有効期限等を確認する必要がある。最新の被保険者証（写し）の保管又は有効期限等を確認したことが分かる記載などで適切に管理すること。

# 小規模多機能型居宅介護③

## 事例6 苦情処理について

### 指導内容

苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情の記録を残すだけでなく、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について、明らかにすること。また、苦情処理の体制について、事業所内に掲示すること。

# 認知症対応型共同生活介護・認知症対応型通所介護①

## 事例1 身体的拘束等の適正化について（減算適用あり）

### 指導内容

令和4年度中の身体的拘束適正化のための対策を検討する委員会の開催状況を確認したところ、1回の開催しか確認できない事例があった。適切に実施されていないため、未実施減算の適用となる。

- ・ 身体的拘束適正化のための指針を整備すること。
- ・ 委員会を開催（3月に1回以上）し、介護従業者その他の従事者に周知徹底を図ること。
- ・ 指針に基づく定期的な教育（年2回以上／新規採用時には必ず）を実施すること。

## 事例2 勤務体制の確保等について

### 指導内容

研修全般について、複数回の実施、開催時間帯の変更など、出席率向上のための取組を行い、チームケアのための意識の統一として、復命、欠席者への周知（文書配布、口頭説明）等を適切に行うこと。

## 事例3 領収証について

### 指導内容

口座振替により利用料を徴収している場合でも、利用者から発行の求めがあった場合に備えて、領収証を準備すること。

その際、利用者が医療費控除を受けるための確定申告の便宜等も考慮し、医療費控除の合計対象額の記載欄を設けることが望ましい。

#### ○介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第8項

介護サービス事業者等は、利用者から利用料の支払を受ける際、領収証の交付をしなければならない。

## 事例4 事故発生時の対応

### 指導内容

事故が生じた際には、関係する職員複数名でその原因を十分に究明し、再発防止のための対策を講じること。また、対応策については、すべての職員への周知を徹底すること。

## 事例5 秘密保持について

### 指導内容

介護職員が参照することが多く、本来の保管場所である事務室までの距離が長いという理由から、ケアプラン、同意書等がファイリングされている簿冊が共有スペースに置かれている状況が見受けられた。  
書類管理及び個人情報保護の観点から不適切であるため、施錠可能なキャビネット等への保管を徹底すること。

## 事例6 認知症対応型通所介護計画の作成について

### 指導内容

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの認知症対応型通所介護計画（以下「計画」という。）について、令和5年10月26日に説明・同意を得ている事例を認めた。

利用者の状態に変化がなく、従前の計画と同様のものではあったとしても、計画に位置付けた目標期間終了後は、必ず新たな計画を作成の上、利用者及びその家族に説明し、同意を得ること。

### ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第52条

計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画に基づくサービス提供前に、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。

# 地域密着型通所介護①-1

## 事例 1 利用料等の受領について

### 指導内容

「体験利用」として、通常地域密着型通所介護で提供している機能訓練等を無料で提供している状況を認めた。

利用者間の公平性の観点から、また、地域密着型通所介護計画を作成していない（利用者の状態等を把握していない）中でのサービス提供はリスク等もあることから、無料体験とすることは不適切である。

#### ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第26条

指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

⇒適切なアセスメントの実施及び地域密着型通所介護計画に沿った介護を行う必要がある。



# 地域密着型通所介護①-2

## ○体験利用の利用料について

- ・サービスの**全部を実施する場合**

⇒地域密着型通所介護計画を作成の上、介護報酬を算定してください。

- ・サービスの**一部を実施する場合**

⇒保険給付外のサービスとし、別に介護報酬と不合理な差のない料金を設定の上、利用者の心身の状態を十分に把握し実施してください。

- ・アセスメント上必要な場合や、**単なる施設見学**である場合

⇒無料として差し支えありません。

## ○体験利用の注意点

体験利用の提供は、**地域密着型通所介護の提供に支障がない範囲内**とし、体験者と介護保険の利用者の合計が、**事業所の定員を超えない**ようにしてください。

# 地域密着型通所介護②

## 事例2 地域密着通所介護計画の作成について

### 指導内容

地域密着型通所介護計画に位置付けた短期目標とは異なる項目でモニタリングを実施しているケースを複数認めた。  
モニタリングは、個別サービス計画の達成状況を評価し、その達成状況によって計画を見直し、新たな計画作成等を行うための重要なものである。  
直近（最新）の地域密着型通所介護計画と必ず整合性を持たせること。

## 事例3 秘密保持等について

### 指導内容

利用者個々のケア内容や配慮すべき事項等が記載されたシート、利用者個々の申し送り事項を記載する用紙が利用契約書、重要事項説明書等と同一のファイルに綴られ、日々の業務の中で介護職員が参照している状況を認めた。  
個人情報保護、重要書類管理の観点から不適切であるため、日常業務の中で参照、記録する用紙をまとめて一つの別綴りにする等、書類管理方法の見直しを業務効率向上の検討と併せて行うこと。

## 事例4 非常災害対策について

### 指導内容

非常災害対応マニュアルについて、各種マニュアルが一体的に作成・保管されておらず、内容も地震・水害の場合の避難方法が同一である等、具体性がない部分がみられた。

また、職員への周知も不足しているため、定期的にマニュアルを見直し、実用的なものとするとともに、職員への周知を徹底すること。

加えて、避難訓練について、毎回、同一箇所からの火災発生 of 想定で実施されていた。様々な状況を想定し、訓練内容を工夫すること。

以上で令和5（2023）年度集団指導を終了します。  
受講いただきありがとうございました。

## 【受講確認について】

- ① **市のオンライン申請システムにアクセス**  
柏崎市HP「介護保険施設等の指導監査（市指定事業所対象）」  
に掲載しています。
- ② **各種項目を入力して、送信してください。**

**※ 受講した全ての事業所が送信してください。**

受講確認を送信して、令和5（2023）年度集団指導は受講完了となります。

柏崎市福祉保健部介護高齢課高齢対策係